

大牟田市起業家支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業時の初期投資の負担を軽減することにより、大牟田市内での創業の促進と空き店舗の解消及び商店街組合組織の強化を図るため、大牟田市起業家支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(2) 新たに創業する者 これから創業するものであって、第11条に規定する実績報告書の提出日までに創業する者

(3) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日をいう。

(4) 事業所 主たる企業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他市長が認めるもの）をいう。ただし、併用住宅の場合、事業所として利用上の独立性を有しているものに限る。

(5) 商店街 次の掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合

ウ 前2号に掲げるもののほか、市内の一定の地域において、商店が集団で共同事業等の事業活動を行っている団体であつて、市長が特に認めるもの

2 前項第5号ウに掲げる団体は、次の要件を備えたものでなければならない。

(1) 代表者又は役員の設定があること。

(2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。

(3) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに創業する者であって、市内に事業所を設置し、創業の日までに市内に住所を有する個人又は本店所在地が市内の法人。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項に基づき認定された創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けた者
- (3) 市町村税を滞納していない者
- (4) 許認可等を要する業種を創業する者については、既に当該許認可等を受けているもの、又は当該許認可等を受けることが確実と認められるもの

2 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 創業する業種が別表1に該当する者
- (5) 他の者が行っていた事業を承継して創業する者
- (6) 交付申請日において、他の法人の代表権のある役員である者
- (7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (8) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が創業のために事業所の開設等を行う事業及び事業所を借りる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に係る経費で、別表2に掲げる経費とする。

2 別表2に掲げる経費のうち家賃については、商店街で創業する者に対してのみ交付の対象とする。この場合において、補助金の交付を受ける者は、その地

域に属する商店街に加入するものとする。

- 3 補助対象経費について、国、地方公共団体又はその他の機関等により補助金等を受ける場合は、補助の対象外とする。

(補助金の交付及び額)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額を補助金として交付し、別表2に掲げる経費のうち創業費については50万円、家賃については月額5万円を上限とし、最長で12月を超えないものとする。

- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき創業費、家賃それぞれに1回限りとする。ただし、家賃の補助金は、会計年度ごとに補助対象者の申請に基づき交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、創業費については、創業のために事業所の改修等を着手する前に、家賃については、創業後1年以内に、大牟田市起業家支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 市町村税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 許認可等を要する業種を創業する者については許認可証
- (4) 創業塾等の修了証又は特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明
- (5) 経費の積算根拠が確認できる書類(図面、カタログ、見積書等の写し)
- (6) 事業所の位置図及び平面図
- (7) 事業所の賃貸借契約書等
- (8) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業計画書は、事前に市長が指定する経営診断を受けたものでなければならない。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項に定める補助金の交付の申請をするときは、申請額から当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定

による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した大牟田市起業家支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、前条第1項に定める交付決定通知があった日から、当該年度の3月31日までとする。

(事業内容の変更)

第10条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、大牟田市起業家支援事業内容変更承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 補助対象経費を20パーセント以内で変更するとき。

(2) 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容に軽微な変更をするとき。

(3) その他市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、その結果を大牟田市起業家支援事業内容変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。ただし、第7条の規定により通知した交付決定額の増額は行わない。

3 市長は、第1項の承認をする場合において必要があると認めるときは、当該

交付決定の内容を変更し、又は新たに条件を付けることができる。

(事業の中止又は廃止)

第11条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、大牟田市起業家支援事業中止(廃止)届(様式第7号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、別表2に掲げる経費について、次の各号に定める日までに大牟田市起業家支援事業実績報告書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に補助事業の実績を報告しなければならない。

(1) 創業費 補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

(2) 家賃 次に掲げる区分に応じて定める日

ア 4月1日から9月30日までに支払った家賃 10月末日

イ 10月1日から3月31日までに支払った家賃 3月末日

2 交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、補助金の額を確定するとともに、当該確定した補助金の額を大牟田市起業家支援事業費補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の通知があったときは、速やかに大牟田市起業家支援事業費補助金請求書(様式第10号)により市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 家賃の交付決定者は、補助金の支払を分割請求することができるものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第11条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(新規創業に係る指導等)

第17条 交付決定者は、市及び大牟田商工会議所が行う新規創業等に係る指導等（フォローアップ事業）を受けなければならない。

(調査報告)

第18条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の使途等について報告又は資料の提出を求めることができる。

(証拠書類の保存)

第19条 交付決定者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録するとともに、原材料購入費等その経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実を証する一切の書類又は支払いに当たって作成若しくは取得した一切の書類）を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(財産の管理)

第20条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、他の目的に使用することを妨げるものではない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

1	農業
2	林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3	漁業
4	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
6	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓幹旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
(7)	集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

経費区分		内 訳
創業費	事業拠点費	店舗工事費※（内装・外装・設備等）、備品費（什器・機械装置・コピー機等（設置工事含む。）、賃借料（機械器具・店内什器等）、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託費
	広告宣伝費	広告宣伝に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布、その他広告宣伝に必要とする経費）
家賃		補助対象者が賃借した事業所の各月ごとの賃借料（敷金、礼金、共益費、駐車場使用料及びこれらに類する経費は除く。）

※市内に事業所を有する中小企業者の施工に限る。